平成２５年（フ）第９６２０号
千葉県浦安市富士見５丁目１番１号
破産者　株式会社リピート
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９３号
千葉県八千代市米本2168―43
破産者　田村　道也
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２０号
金沢市長田２丁目７番16号
破産者　株式会社エクセル
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
長野市北長池1858番地１
破産者　株式会社長野保温
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
長野県飯田市上郷飯沼1142番地
破産者　有限会社ケイ・エス・ピー
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２５号
岐阜県瑞浪市西小田町４丁目47番地
破産者　有限会社ノリコウェディング
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３３号
岐阜県恵那市大井町2709番地410　グリーンパレス恵那107号
破産者　田口　　宝
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３６号
岐阜県多治見市小名田町１丁目127番地の１
破産者　株式会社ミズノ急行
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第８１号
岐阜県多治見市小名田町１丁目127番地の２
破産者　水野　昇二
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１５０号
滋賀県近江八幡市堀上町159番地の62
破産者　有限会社松岡商事
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２１６号
滋賀県愛知郡愛荘町島川260番地２
破産者　ミクロサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１２７号
滋賀県蒲生郡日野町大字小谷９番地２
破産者　田中建具店こと　田中　　勇
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４０４３号
大阪市西区靱本町１丁目６番６号
破産者　株式会社プロシード
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４２号
大阪市北区西天満４丁目12番11号
破産者　ミラ・ポンテ有限会社
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８３号
大阪府枚方市交北１丁目26番３号
破産者　有限会社市口酒店
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５００号
大阪市北区西天満３丁目１番６号
破産者　株式会社メイトクシステム
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５８２号
大阪市東淀川区大道南２丁目13番８号カーサヴェルデ大道南301号
破産者　有限会社インタープレイ
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９６号
大阪市城東区関目４丁目14番９―505号
破産者　有限会社ウィリングシーエスピー関西
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０６７号
堺市中区宮園町３番７―605号
破産者　シーズン株式会社
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６４３号
広島県安芸郡府中町本町４丁目10番１号
破産者　有限会社進幸電設
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４４号
広島県安芸郡府中町大須１丁目17番13号
破産者　有限会社ＰＳ
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
秋田県湯沢市松岡字中田112番地、商業登記簿上の本店所在地秋田県湯沢市松岡字中田頭68番地５
破産者　有限会社カドタ食品工業
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部